

# ひとり親世帯への臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

## 1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※<sup>1</sup>

### ● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（申請不要）  
※上記に該当する方は8月中の支払を予定しております。
- ② 公的年金等※<sup>2</sup>を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（要申請）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方（要申請）

※<sup>1</sup> 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※<sup>2</sup> 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

### ● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

## 2. 追加給付（要申請）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

### ● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

### ● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

## 給付金の支給手続き

### 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です。**8月中旬**に、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

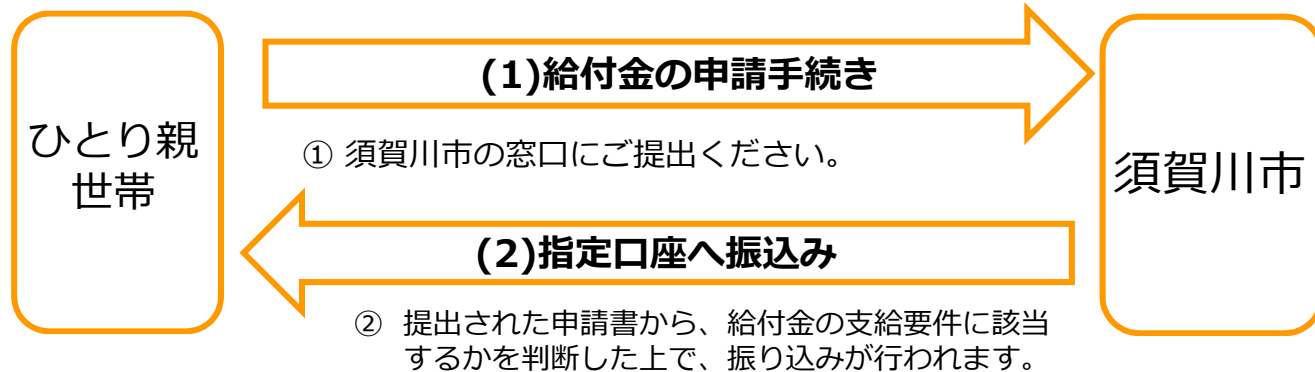
#### 【ご注意ください】

- ※ **給付金を希望しない場合**は、7月31日までにこども課に届け出てください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ **追加給付は申請が必要**です。
- ▶ 該当となる方には、定例の現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を行っていただきますので、給与明細等の減収が確認できる書類等を持参してください。

### それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付・追加給付ともに申請が必要**です。
- ▶ **8月3日から**申請の受付開始となります。
- ▶ 対象となる方は、児童扶養手当やひとり親家庭医療の現況届の際にお申し付けください。  
必要書類（給与明細書や年金受給額のわかる書類）を持参してこども課に申請書をご提出いただきます。
- ▶ 支給要件に該当する方に対し、指定口座に給付金を振り込みます。



### お問い合わせ先

須賀川市役所 「ひとり親世帯への臨時特別給付金」窓口  
電話：0248（88）8114



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。